

第21回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月26日（木）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（4人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 山田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第21回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は山田推進委員が欠席しておりますが、農業委員は全員出席でありますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 1 3 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

 (異議なし) の声

議 長 それでは、3 番 森山委員、5 番 岡田委員にお願いいたします。
 なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議 長 3 番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 令 4 年度長岡地域農業振興協議会総会
- 期日：令和 4 年 5 月 1 1 日 (水)
- 会場：長岡市「アトリウム長岡」
- 出席者：内藤会長、矢島事務局長

議 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。議案書 1 ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

 本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、申請人の亡き夫が昭和 52 年 8 月に住宅を建築し、同年 9 月には物置兼車庫を建築して庭及び通路として一体利用しておりました。申請人と亡き夫は農地法に関する知識が無く、手続きを必要とすることが分からなかったため、結果として無断転用したことになったということです。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

 なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第 2 種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

 説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

3 番 5月9日（月曜日）に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおりで特に問題ないと判断されます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

遠藤委員 今回のどのようして分かったのか。

事 務 局 申請人が土地等を整理する過程の調査で判明し、申請に至りました。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号令和4年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書2ページをご覧ください。

本議案につきましては、先月の総会後の協議事項にて委員の皆様へご説明、相談した内容になっています。国の方でもこの最適化活動については、全国の農業委員会で実施することで決定している事項ですので、当町においても今後、少しずつではございますが実施していきたいと考えております。委員の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

説明は以上です。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。

森山委員 　　集積率は認定農業者が増えれば面積がカウントされ自動的に上がっていくと思うが。

議 長 　　そうゆうことになる。各委員の方でも認定農業者になっていない方がいたら認定農業者にならないか勧誘することは可能か。

事務局 　　強制はできないが促すことは可能と考える。

議 長 　　認定農業者が増えないのであれば、非農地判断等により面積の母数を減らすしかないように考える。

事務局 　　耕地面積はあくまで作物統計の耕地面積になる。

議 長 　　集積率8割を目標とするが、達成しないことによるペナルティは無いという認識でよいか。

事務局 　　罰則等はありません。

事務局長 　　統計の数字は変えることはできませんので、この数値で計画したいと考えます。

議 長 　　他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 　　以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

